

「みんなのルールメイキング」 ルールメイキング・パートナー参加規約

第1条（目的）

認定特定非営利活動法人カタリバ（以下、「カタリバ」）が実施する「みんなのルールメイキング」は、生徒が、既存の校則やルールに対して先生・保護者などの立場や意見の違う人たちと、対話から納得解をつくること（以下、「ルールメイキング」）を通して、身の回りの課題に気づき、当事者意識をもって行動する力や、社会参画への意識を高めていくことを目指しています。ルールメイキング・パートナー（以下、「パートナー」）は、ルールメイキングを実践する教員・学校をサポートするために、カタリバが運営するコミュニティです。

第2条（パートナー参加条件）

本プログラムにルールメイキング・パートナー（以下、「パートナー」）として参加するためには、下記項目を全て満たす必要があります。なお、パートナーへは個人・学校単位どちらでも参加できます。

1. 参加者が小学校・中学校・中等教育学校・高等学校の教育関係者、もしくは教育委員会職員である
2. 教員個人・学校として、生徒主体によるルールメイキングに意義を感じている
3. メールもしくはカタリバが指定するチャットツールを使用して、カタリバとの連絡を取ることができる

第3条（パートナーへのサポート内容について）

カタリバはパートナーに対して、下記のサポートを実施します。なお、全てのサポート内容の活用は任意であり、パートナーが利用・参加を強制されることはありません。

1. ルールメイキング実施プロセスについてまとめた動画教材・教員ガイドの提供
2. パートナー同士の交流会・勉強会の実施（原則オンライン実施）
3. パートナーが勤務する学校の生徒の交流会（原則オンライン実施）
4. チャットツールを使用した、ルールメイキングの実践に関する個別相談
5. 学校の要請に応じた弁護士やコーディネーターといった外部人材の紹介・派遣

第4条（参加期間等）

パートナーの参加期間は、当該パートナーが「パートナー登録申込みフォーム（<https://rulemaking.jp/partner-form/>）」より参加登録をした日から2023年3月末までとし、参加期間終了の2週間前までに、パートナーがカタリバに参加終了を申し出ない場合は、参加期間を翌年度まで延長するものとします。ただし、パートナーが人事異動や退職などの理由で、パートナー参加時の学校から所属を外れ、かつ後任となる教員を指名できない場合は除きます。

第5条（費用について）

1. 第3条第1項のうち、第5号を除くサポートを提供するためにかかる人件費、通信費（パートナーがインターネット環境にアクセスするための費用は除く）等に関しては、カタリバが負担するものとします。
2. パートナー（教員、生徒含む）が所属する学校でルールメイキングに取り組むうえで必要となる前項以外の一切の費用は、全て当該パートナーが負担するものとします。
3. 第3条第1項第5号が定める、外部人材の紹介・派遣を希望する場合の紹介・派遣される外部人材の講師料は、当該パートナーが負担するものとします。

第6条（免責事項について）

本プログラムでの活動において、カタリバの故意または重大な過失によらないトラブル(怪我、病気、事故、盗難等を含む)によりパートナーに生じた損害について、カタリバは一切責任を負わないものとします。

第7条 (禁止事項)

パートナーは、他のパートナーと、パートナーが所属する学校の学校関係者及び生徒に対する下記の行為が禁止されていることを承知し、参加期間中のみならず参加期間終了後も行わないものとします。また、禁止事項に違反していることが判明した場合は、第4条の参加期間中であるかにかかわらず、カタリバは当該パートナーの参加を終了することができるものとします。その場合、当該パートナーが、参加を終了したことにより生じた損害について、カタリバはこれを賠償する責任を負わないものとします。

1. カタリバと無関係な団体・サービス・活動等への勧誘を目的とする行為 (宗教活動・政治活動を目的とするものを含む)
2. 営業・宣伝・広告・勧誘・その他営利を目的とする行為
3. 無限連鎖講 (ネズミ講)、連鎖販売取引等への勧誘行為
4. 生徒への連絡先 (SNSを含む) の開示及び生徒に対する開示の要求
5. カタリバもしくはパートナー、パートナーの学校関係者及び生徒、その他関係者・団体 (以下、「関係者」) の資産を故意に損壊し、カタリバと関係者に損害を生じさせる恐れのある行為や、カタリバと関係者の名誉や信用を傷つけるまたは傷つける恐れのある行為
6. カタリバがパートナーに開示したルールメイキングのための情報 (『Zoom』の参加URL、『Notion』のURLを含む) を、カタリバの事前承諾なく第三者に遺漏、開示、提供すること
7. カタリバや関係者の事前承諾なく、パートナーや生徒の様子を撮影、録画、録音、編集、改ざん、改変、複製、ライブ配信、再配信、販売その他第三者へ送信可能な状態にすること
8. 上記各号において禁止されている行為と類似し、または実質的にこれらと同等の結果もしくは効果を生じる行為

第7条 (その他)

1. パートナーは、本プログラムの取り組みの中で生み出されたモデルを元に全国にルールメイキングムーブメントを起こし、より多くの子どもたちにルールメイカー育成プロジェクトを届けるための広報活動に活用することを目的に、本プログラムにおける、生徒、教員等学校関係者の活動中の様子をカタリバが写真や動画にて撮影することを承諾するとともに、これらの写真・動画を、PR等のために許可なく使用することを承諾するものとします。ただし、明らかに個人を特定できるような形で使用する場合は、事前に当該生徒が在籍する学校に確認を取った上で使用するものとします。
2. 本プログラムにおいて取得した個人情報は、ルールメイカー育成プロジェクトのイベントのご案内など、カタリバからの情報提供に使用します。個人情報の取り扱いについては、NPOカタリバ個人情報保護方針 (<https://www.katariba.or.jp/privacypolicy/>) を参照してください。
3. 本規約に起因して生じた一切の紛争については、その訴額に応じて、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2022年6月1日 (規約制定)

認定特定非営利活動法人カタリバ
代表理事 今村 久美